

民間物件を活用して 自治会集会所を整備しませんか？ まずは、ご相談ください！



補助の内容

補助対象経費の2／3を助成（上限30万円）

1 補助対象団体

- ・自治会集会所を持っていない自治会
- ・既存の集会所を解体する予定の自治会

補助制度を活用したい場合は
総会など、自治会で合意を取ってください。

※複数自治会で1つの集会所を保有する場合は、代表自治会が申込を行ってください。

2 補助対象物件（全て満たすこと）

集合住宅の共用部分や
社務所は対象外

- ・自治会区域内及びその近隣に所在する、常時自治会集会所として専用使用できる物件（戸建て・集合住宅の一室、有償・無償問わない）

3 補助対象経費

自治会集会所の整備に必要な初期設備費用

- ① 集会所設備（集会所の看板、コンロ、冷蔵庫、テーブル など）
- ② 空調設備（エアコン など）
- ③ 福祉用具等（手すり、スロープ、簡易洋式トイレ など）
- ④ 消防・避難設備（消火器・非常口表示 など）

補助決定前に
購入したものは
対象になりません



※家賃等、光熱水費、共益費、改修費、日用品、消耗品、これに類する費用は除きます。

補助金活用の流れ

地域コミュニティ課に連絡・相談

自治会内で合意をとる

総会など

民間物件を借りる

必ず文書で契約書等を交わすこと

「補助金交付申請書」の提出

市に提出

【添付書類】

- ①整備計画書 ②収支予算書 ③契約書等の写し
④位置図や図面 ⑤自治会規約 ⑥各種見積書 など

補助の交付決定後、整備開始

補助決定前に
購入したものは
対象になりません

「実績報告書」の提出

市に提出

【添付書類】

- ①収支決算書 ②備品台帳
③写真 ④領収書（原本）

補助金の支払い

実績報告後
約1か月後

【必要書類】

- ①請求書 (②委任状)

くるっば

【お問い合わせ】

久留米市協働推進部地域コミュニティ課
〒830-8520 久留米市城南町15番地3
TEL：0942-30-9014 FAX：0942-30-9706
E-mail：comm@city.kurume.fukuoka.jp

久留米市 集会所 民間物件

検索

